

令和 7 年 2 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和 7 年 2 月 結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和 7 年 2 月 1 7 日（月曜日）
- 場 所 結城市役所 4 階 大会議室 1
- 出席委員 黒田光浩教育長
田中昌希委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
岩崎勤委員
赤木信之委員
- 教育委員会事務局
教育部長 大木博
学校教育課長 福井恵一、
指導課長 湯本勝洋、生涯学習課長 小森谷信幸、
スポーツ振興課長 仁見 剛、
学校教育課課長補佐兼小学校新設推進係長 和泉田真
給食センター所長 野村精二
学校教育課学務係長 山口 明良

1 付議案件

- （１）議案第 1 6 号 結城市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- （２）議案第 1 7 号 学校給食用一般物資購入取扱要領の廃止（案）について
- （３）議案第 1 8 号 学校給食用一般物資購入取扱要項の制定（案）について

2 報告事項

- （１）報告第 2 4 号 教育長報告について＜非公開＞
- （２）報告第 2 5 号 令和 7 年度学校給食センター物資納入業者決定について

午後１時３０分 開 会

事務局

それでは、改めまして、皆さんこんにちは。定刻前ではございますが、おそろいになりましたので始めていききたいと思います。

本日ですけれども、まず最初に資料の差し替えをさせていただきました。

あと、先ほどお配りいたしました資料の入っていた封筒の中には卒業式のご案内状が入っていたかと思います。日程等が入っておりますのでご確認のほうよろしくお願いいたします。

それでは、定例会の開催に当たりまして改めて資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に配付させていただきました令和７年２月結城市教育委員会定例会の冊子、クリップ止めとなっている資料でございます。不足はございませんでしょうか。

続きまして、本日は１名の方から傍聴の申込みを受け付けてございます。後ほど教育長の許可の後にご入場いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから定例会を始めさせていただきます。

黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長

本日の出席委員は４名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年２月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指定いたします。田中委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは傍聴を許可します。

事務局

１点、ご報告が遅れてしまいました。

今日、大木部長と湯本参事が議会の説明事項が入っておりまして、議会のほうに行っております。終わり次第、こちらに合流させていただきますのでご了承のほうよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。

では、これより議案の審議に入ります。本日の議案は３件です。

◎議案第１６号 結城市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

それでは、議案第１６号 結城市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料の１ページをご覧ください。

議案第１６号 結城市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

上記議案を提出する。

令和７年２月１７日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料の２ページ、３ページになります。

２ページ目が改正条例の条文になります。３ページが新旧対照表になり

ます。

この条例の改正の趣旨なんですが、学校の規模の適正化を図るため、絹川小学校、江川北小学校、江川南小学校、山川小学校及び上山川小学校を廃止し、結城南中学校敷地内に統合小学校を設置するための予算計上に合わせ、この条例の一部を改正するものでございます。

この条例の施行日は、統合予定の令和10年4月1日施行とし、仮称結城南中学校区統合小学校を10年度に設置し開校する、そういった予定で改正するものでございます。

なぜ3月の議会に上程するのかというところなんですが、令和7年4月に国の補助金の申請を行う予定です。その補助金の申請にこの条例の改正の内容の添付が必要だということで、こちらの条例を改正することを上程するものでございます。

先ほど説明した予算と合わせてということになりますので、予算がもし、万が一通らないことになると、この条例も否決になるというような内容でございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第16号について、ご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

質問ではないんですが、こういう段階に来たというふうに思いました。

こういうことを一つ一つきちんと進めていただいて、この結城南中学校統合校の事業を完成させて、遂行させていただきたいというふうに思います。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

事務局からさっきも説明ありましたが、あくまでも予算と一緒に提出するということになっているので、今回上程するわけです。

中村委員。

中村委員

ちょっと関連していいですか。ちょっと的外れるかもしれない。

補助金申請ということで、これ補助金というのは総額に対しては補助金率で頂くんですか。自前というか単独では何%、予算の何%になる、逆に補助金って何%ぐらいもらえるんでしょうか。補助金申請が通った場合。

教育長

事務局お願いします。

事務局

事業費なんですけれども、建物、校舎とそれから体育館合わせた総額が44億1,400万ほどの予算になります。こちらにつきましては、3か年継続ということで30%、30%、40%の割合で割り振ってまいります。

令和7年度につきましては13億2,400万、同じく8年度も13億2,

400万、9年度が17億6,600万という予算には、配分にはなるんですが、例えば7年度で見ますと13億2,400万のうち補助金として3億4,200万円になります。

それから、財源の内訳としましては、起債、こちらは借金の部分にはなるんですが、7億8,760万円、それから基金。建物を建てる時の基金が積み立てられているんですが、こちらが1億9,423万2,000円になります。一般財源につきましては、7年度、8年度は充当しなくてもその基金から繰り入れることによりまして事業が賄えるということになりますので、そういった配分になります。

恐らく15%ぐらいの補助金の率になるかなと思います。

以上です。

中村委員 ぜひ申請が通ればいいですね。そのためにもこういう改正でしょうから、かなり厳しい中でやるんで落ち度のないようにやっていただければと思います。ありがとうございます。

教育長 確認なんですけれども、よく出ている53億とか50億ということではないんですね。

事務局どうぞ。

事務局 当初、議会に説明しました53億というお金が独り歩きしてしまったんですが、それは建物も全て含んだ形の金額になっておりまして、そこから議会からご提言をいろいろいただきましたので圧縮をした形で49億ということで議会のほうで説明させていただいております。

ただ、今回、予算の44億というのは、あくまでも校舎の建物とあとは体育館ということで、そのほか外溝の工事ですとかそういったものもろもろ含めて49億の中でやりくりをしまいたいと、そのように思っております。

教育長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、ご質問がなければ、議案第16号についてお諮りいたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第16号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎議案第17号 学校給食用一般物資購入取扱要領の廃止（案）について

◎議案第18号 学校給食用一般物資購入取扱要項の制定（案）について

続きまして、議案第17号 学校給食用一般物資購入取扱要領の廃止（案）について、議案第18号 学校給食用一般物資購入取扱要項の制定

(案)については関連がございますので一括して議題とさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

給食センター所長

給食センターの野村です。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらは、学校給食用一般物資購入の取扱いについて、議案第17号で現在の取扱要領を廃止しまして、議案第18号で新たに要項を制定するものでございます。

まず、資料4ページをご覧ください。

議案第17号 学校給食用一般物資購入取扱要領の廃止(案)について。
上記議案を提出する。

令和7年2月17日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

続きまして、7ページをご覧ください。

議案第18号 学校給食用一般物資購入取扱要項の制定(案)について。
上記議案を提出する。

令和7年2月17日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

それでは、初めに5ページをご覧ください。

こちらが、議案第17号の学校給食用一般物資購入取扱要領の廃止の(案)でございます。

現在は、この要領を基に学校給食用一般物資の納入を行っているところでございますが、施行されて46年を経過していることもありまして、条文の一部について現状の一般物資購入取扱いに伴わない部分があります。また、本訓令では、教育委員会に附議して決定する事務手続を規定しておりますが、教育長訓令となっていたため、ほかの自治体の状況を鑑みた結果、本要領を廃止して新たな要項を教育委員会告示として制定し直すこととなりました。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらが、議案第18号の学校給食用一般物資購入取扱要項の制定の(案)でございます。

主な制定内容に関する条文についてですが、主な制定内容は4つございまして、1つ目が第2条の第2項、学校給食用一般物資の納入資格について、隔年ごとの申請とあります。学校給食センター物資納入業者は、これまでは毎年更新または新規の申請をしていましたが、提出書類やそれを発行する保健所等の負担も大きいということから、更新で申請の頻度について見直し、検討することとしました。

許可業者の更新につきましては、近隣市町村への聞き取りをしたところ隔年ごとになっている市町村が8割以上ございまして、物資購入納入業者が衛生管理手法、HACCPというものがあまして、こちらに基づきまして衛生管理を十分に徹底しているということを理由として更新年度を隔年度としております。また、新規の業者の場合には従来どおり毎年申請を受け付けますが、更新年度が異なる場合には、次年度に手続きをしていただ

くこととなります。

2つ目としまして、第5条の第1項、物資の購入は、原則として指名業者から結城市契約規則の規定に基づいて行っておりますが、旧要領にはこの結城市契約規則の条文が入っておりませんでしたので、この契約規則を新たに追加したものでございます。

3つ目としましては、同じく第5条第2項の指名業者が予定価格を超える金額を提示したときであって、指名業者以外の者が予定価格以下の金額で契約することができるとき、かつ、急を要するとき、その他やむを得ない事由があるときは、当該指名業者以外の者と契約を行うことができるということについてでございますが、旧要領にも同様の条文もありましたが、緊急性や特段やむを得ない事由についての記載がなく、条文のとおり安価であれば誰でも納入できるとなると、許可業者でなくてもよいことになってしまうことから、条文のとおり緊急性や特段やむを得ない事由があった場合のみ契約することができるいたしました。

4つ目としましては、9ページ、同じく第5条の第3項、市の特産物、その他特別な物資を購入する場合は、指名業者以外の者から購入することができるという文面でございますが、近年、有機農業や地産地消の推進等もあり、特定の物資を調達しなければならない場合がございます。特定の物資につきましては許可業者では購入できない場合があることや新規許可業者の受付は年に一回のため納入が間に合わないおそれがあることから、この文面を追加いたしました。

以上が主な制定内容です。

また、本件につきましては、今月10日開催の令和6年度第2回結城市立学校給食センター運営審議委員会で承認されておりますので、本日の教育委員会定例会にお諮りした後、廃止、制定を併せて執行することといたします。

以上、議案第17号及び第18号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第17号及び議案第18号について、ご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

購入云々については別の質問でなんですが、法的な部分で要領が廃止されて要項が設置されるということなんですが、要領、要項の違いって何なんですか。

教育長

事務局お願いします。

事務局

赤木委員の質問に答えます。

要領と要項の違いということでございますが、要領とは、方針ややり方、目的などを示す場合に主に使われる、要項は、必要な事項または大切な項目といった形で募集要項などということで使われているのが多いそうです。

赤木委員 大きくは変わらないということですか。

事務局 そうですね。要項でまとめてポイント、ポイントを押さえて示したということです。

赤木委員 それが変わることによって、例えば中身が入っていく中で訓令から告示という形になる。

事務局 そうですね。訓令は、組織の内部に対して発せられるものに対しまして、告示とは、広く一般外部に対して周知されるものということで、一般対外的にも周知するという事で包括しております。

赤木委員 分かりました。

それからもう一点なんですが、最後のページに、学校給食センター物資納入業者の一覧が出ていますよね。ありますよね。

これで、学校給食会、県の学校給食会と、それ以外は地元、ほとんど地元の業者さんだと思うんですが、その割合ってどのぐらいなんですか。

事務局 水戸の学校給食さんが、県内をお持ちになるんですけれども、あとは結城市内が9件、あと8件は市外のもので、この後の報告でもあるんですけれども、所在地のところに住所がございまして、結城に所在地があるのが19件中9件です。

赤木委員 件数ではなくて、例えば結城の給食、1年間にこれだけ材料を使いますよという割合がありますよね。それに対して、学校給食会から納入される割合と地元の業者さんから納入される割合、2つ比べた場合には。

事務局 学校給食会さんの割合が大きいです。

赤木委員 大きいですよね。

地産地消を推進するなんていう形で特色ある教育を進めている中では、極力やっぱり地元の業者さんを優先的に選定しながらやっていったほうがいいのか、理解も得られるのかなというような感じがするんですが、いかがでしょうか。

事務局 物資購入につきましては、原則として毎月、あとは年単位で入札を行わせてもらっているんですが、品質とか、規格等は定めていますが、やはり入札ですので、やはり最低落札、契約という形でですが、地産地消と言われる結城市産は、有機野菜など、仕様に盛り込めば購入することができると思いますが、なかなか今のところ、結城の農家の方でも有機農業を取り組んでいる方がいらっしゃるということで、これからの課題なんですけれども、なるべく結城市産を使うように考えてはおります。

お米は結城市のコシヒカリです。

赤木委員 やっぱり、そうすると金額的にも額が大きい学校給食会あたりのほうが割安で仕入れられるんですか。

事務局 そうですね。結果からすると、やはり給食会さんは、かなり幅広く取り扱ってまして、入札ですので、落札価格、数が多いです。

赤木委員 分かりました。よろしくお願いします。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

岩崎委員。

岩崎委員

この案の中の第5条の2項で、物資購入に関わる契約は予定価格以下の金額で行うものとする、これはもちろんの項目ですけれども、この場合において、指名業者が予定価格を超える価格の提示をしたときであって、指名業者以外の者が予定価格以下の金額で契約することができる、かつ、急を要するとき、その他やむを得ない事由であるときは、前項以下にかかわらず当該指名業者以外の者と契約を行うことができる、とあるんですが、こういうケースというのは今まで幾つかあったんでしょうか。

教育長
事務局

事務局お願いします。

今までの話から聞いたところはこういった例はございません。大体指名業者さんの中で落札していただく、それで、野菜などは時価がすごく開きがあるんですね。その場合には、ネギが高かったという場合には代用でタマネギを使うとか、そういった食材の変更ですね、できるものは高いものはなるべくやめて代わる食材があればそちらに移行して使うということをしております。こういった事例は今まではないと思われます。

教育長
岩崎委員

岩崎委員。

ちょっと農業関係でいえば、お米にしても、今年で言えば特別にキャベツにしてもいろんな特定のものが急騰した部分もあったので、こういったことが該当する、そのためのにこういうものを作ってるのかなというふうに思ったものですから。

今までそういう事例がなくて代替でということでセンターのほうで努力されているということは素晴らしいことだと思います。

事務局

そういった事例があった場合にはこういった対応をしなければ、供給できなくなってしまうということです。

岩崎委員
教育長
田中委員

分かりました。ありがとうございます。

田中委員。

今、岩崎委員さんからあった第5条の第2項に関することで私も質問なんですが、もし今後、そういう緊急性があって指定業者以外のところから物資を購入するというふうなときには、委員会とかで審議を経て購入するようになるんですか。どのような流れであれなかなと思ひまして。

教育長
事務局

事務局お願いします。

確かにご意見のとおり、こういうものが指定業者以外という、特に最近では確かに特産品もなかなか少なくなってカンピョウとかすだれ麩とかほとんどもう生産者がいない状態になってしまうんです。本当に郷土料理とかそういったものを取り入れたいというときは、もしくはそういった購入するときはあるかもしれないんですけども、そういった時の手続としましては、許可を稟議して承認していただいて、それを教育委員会定例会でご報告をするという形で考えていきたいというふうに思っております。

田中委員
教育長

教育委員会の中で最終的には購入するかとか決めるっていう。

福井課長。

学校教育課長 すみません、ただいまのご質問補足させていただきます。

今回、新しく制定する要項につきましては、結城市教育委員会の告示ということになっておりますので、基本的には物資の納入事業者につきましては教育委員会で決定をしていただいて、その決まった事業者から納入していただくということが基本になります。

しかしながら、この5条の2項で定めさせていただいたように、急な物価高騰等により、希望する物資が納入することが難しい場合、特にこのやむを得ない理由で、緊急を要する場合につきましては、教育長の判断等で、先行して物資を納入させていただく場合がございます。その場合は、事後報告という形で報告させていただきますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

教育長 よろしいですか。

田中委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点なんですが、この下に市の特産品とかその他特別な物資を購入する場合はやっぱり指名業者以外から購入することができると思うんですが、この場合は、皆さん指定業者はこういう保菌検査とかそういったもの、あと納税状況確認とかあるんですが、それも調べて結果を出していただいてっていう流れになるんですかね。

事務局 手続的には、直接納入ということもあり得るんですけども、ただ、事業者さんの条件につきましては、指定の事業者さんと同じような衛生条件をクリアされている方から納品するということになってくると考えております。

田中委員 この点は私もやっぱり検査はしっかりしてもらってしっかり、それでオーケーというふうになってからのほうが保護者として安心かなと思いましたので、そのような流れなら安心しました。

ありがとうございます。

教育長 中村委員。

中村委員 田中委員にちょっと関連して、私がテレビを見ていて、学校給食での食中毒の事案があったんですよね。カンピロバクターの、ご存じですかね。

それで、納入業者の選定にあたって、生化学検査、食品のニュースで鶏肉だったんですけども、ドリップからカンピロバクターが飛散してしまったっていう、納入業者との関係の問題と、それからニュースの中では自校給食だったと思うんですよね。自校給食の中の汚染エリアと、汚染物質エリア、ありますよね、その動線の関係で、納入業者云々には関係ないかもしれないです。

ただ、納入業者から頂く物品は毎回毎回チェックできないですよ。ここに書いてある随時というのは、定期的に納入業者さんが決まったときに、その都度時期を決めてその生化学検査をするということですか。それとも、例えば鶏肉を入れるというときに、すぐその鶏肉には保菌があるかどうか

っていう、そういったものを検査するという随時なのか、その辺はどうなっているんですか。

教育長
事務局

事務局。

ただいまの質問でございますが、衛生面でのカンピロバクターですね、確かに鶏肉汁のドリップ汁から出たというテレビ報道があつてですね、その検査はですね、検査は毎日とはしていません。定期的にその食材とか調理もそうなんですけれども、月に2回とか、その点は毎日とはしていないということと、毎日の肉とか野菜もそうなんですけれども、納入して下処理をして調理場に行くと、今度は衛生エリアになるんですけれども、そちらのほうではしっかりとドライシステムと言いますか、水分を出さないように、菌が増殖しないように、それと、この間、テレビであつた報道はカンピロバクター、タマネギを茹でて冷ますときに扇風機を当てたと。それでカンピロバクターの菌の孢子なんかが飛散してジャガイモを茹でたものに付着して、それをポテトサラダで提供して児童が食中毒になったと。

それにつきましても、給食センターは真空冷却機を使って冷却します。真空冷却で短時間のうちに高温から低温にしてサラダとして盛り合わせて提供していますので、そういった面でも注意してございます。

中村委員

分かりました。

まず、こういうそのための納入業者の選定だと思うんですね。定期的な衛生検査をして、毎回毎回食材は全部についてやることって、これは現実的じゃないし、それはその受入れ側のほうでやるといったらそれは大変だし、これは今真空冷却とかと安心する言葉が出たんですけれども、本市の場合にはね、センターで細かく指導も入っていると思うし、システムもそういったものはきちんと汚染エリアとその清潔エリアとが交わらないようになっているんでしょうね。

分かりました。

教育長

ありがとうございます。

ほかよろしいですか。

例えば、江川南小でハクサイいっぱいつくって、それをじゃあ急に給食に使用しようということはできない。

事務局

そうですね。献立で、例えばハクサイのメニューがある献立、ハクサイじゃなくても何かのメニューがあるときには可能です。

教育長

福井課長。

学校教育課長

教育長のご質問の補足なんですけれども、近年、江川南小学校さんからハクサイ作っていただいたものを寄附いただいて給食のほうで提供させていただいております。

それは当然、江川南小学校さんは、この登録事業者ではございませんので、通常のルールですと提供できないということになってしまうんですけれども、ただいまの要項でいきますとその5条の第3項、こちらの市の特産品、この部分に該当させて提供のほうをさせていただいております。

その他特別な物資というものは、今後、市長なんかも力を入れていくとお話しされています有機野菜ですね、こういったものを取り入れる際、現在、登録事業者さんの中で有機野菜を取り扱える事業者さんが少ないものですから、既存のルールでは入札等が行えませんので、その場合はこの部分をですね、適用させていただいて有機野菜を取り入れること、そういった意味合いがありまして、今回の改正を行わせていただくものでございます。

よろしくお願いします。

教育長

ありがとうございました。

じゃあ、当然、岩崎委員さんのところのトマトも全然大丈夫だと。

去年の70周年記念、小山のサメか何か出ましたよね。あれなんかも全く同じ。

事務局

モロは流通されているんです。

栃木県ではモロは以前から食べているところでして、モロは出てきます。

教育長

失礼しました。ありがとうございました。

子どもたちが本当に楽しみにするような給食、できるといいですね。

ありがとうございました。

では、よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、質問がなければ、議案第17号及び議案第18号についてお諮りさせていただきますと思います。

議案第17号及び議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第17号及び第18号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

◎報告第25号 令和7年度学校給食センター一般物資納入業者決定について

次は、報告事項なんですけれども、順番を入れ替えまして、まず最初に報告第25号について報告させていただきたいと思います。

報告第25号 令和7年度学校給食センター一般物資納入業者決定について事務局からご報告をお願いします。

事務局

それでは、資料12ページをご覧ください。

報告第25号 令和7年度学校給食センター物資納入業者決定について。上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和7年2月17日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

今月、先ほどもありましたが、今回開催されました令和6年度第2回結城市立学校給食センター運営審議委員会において申請のあった19業者に

ついて審議した結果、可決されましたのでご報告いたします。

資料のほうですが、１３ページと１４ページになります。

こちらが令和７年度の物資納入業者となります。

１月９日から１月３１日の期間に指名申請の受付を行いました。その結果、１９業者より申請がございました。

業者が申請する品目につきましては、一番右側の欄で示してございます。

１番目の茨城県学校給食会から４番の株式会社エイヨウシヨクまで、そして次のページの１４番の杉山商店、これは主に食品加工品や缶詰、国産物、冷凍品など総合的に食材を取り扱う業者です。

続いて、５番目から７番目ですが、こちらは麺、パン、ご飯の主食を扱う業者です。

続きまして、８番から１０番、そして１５及び１７番は、肉類を扱う業者です。

続きまして、１１番、１２番、そして１６番、１８番、１９番は、野菜を扱う業者です。

１３番目は、主に乳製品を扱う業者です。

以上、１９事業者でございますが、この中で１番目から１８番目までが本年度から引き続きまして更新として申請した事業者でありまして、食品検査及び保菌検査において異常もなく、納入に関して問題なく納入している事業者でございます。

そして、今回新たに１業者、ナンバー１９番ですね、公益社団法人日本国民高等学校協会、こちら、日本農業実践学園といいますが、こちらが新規参入となりました。こちらの日本農業実践学園でございまして、昨年１１月に本市と有機農家の育成を目的に協定を結んでおりまして、それに基づいて今後有機野菜の納入を目的として新たに登録をする運びとなりました。新規登録の場合、事前に施設視察を行います。昨年１２月２０日の日本農業実践学園訪問時に、こちら給食センター職員と栄養士で施設の生状況及び供給能力を確認して納入業者として問題ないと判断したため、名簿に記載させていただきました。

以上、物資納入業者の決定となります。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

１９番の、今、新たに日本国民高等学校協会という名前がでてきましたが、俗に言う農業大学校ですか。

教育長

事務局。

事務局

水戸の内原にありました日本農業実践大学校が前身、もっとその前から歴史は以前からあるんですが、そちらの名前が今は日本農業実践学園ということになっております。

赤木委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかいかがでしょうか。

 これ、パン屋さんって1つしかない。

事務局 そうですね。結城では大木のパン屋さんが業者さんですね。

教育長 ほかにもう二つ、三つあるのかなと思って。じゃ、ここがもしかして何か事故とか何かになっちゃったらもうパンは出ない。

事務局 そうですね。センターでは契約先が学校給食会と契約して、学校給食会は、そのパン屋さんとか麺屋さんとか許可業者でしてございますので、もしうちのパン屋さんが駄目だったら別な市町村さんのパン屋さんから納入することになると思います。

教育長 分かりました。ありがとうございます。

 赤木委員。

赤木委員 過去には結城市内にはこのパン屋さんと、あと古河から仕入れているという状況もありましたよね。今はもうこの1社と、あとは学校給食会だけなんですか。古河のほうからは入れていない。

事務局 私達は存じ上げていないんですけども、今、学校給食会のほうで県内業者幾つか契約している。そこから近いところから納入になっている。

赤木委員 分かりました。

事務局 ご飯も麺も同じです。

教育長 ありがとうございます。

 ほかいかがでしょうか。

 よろしいですか。

 （発言する者なし）

教育長 では、ないようですので、報告第25号についてはこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

 では、報告の第24号なんですけれども、この教育委員会は人事案件とか個人情報に関係するようなことは非公開にするということでございますので、傍聴に来ていただいて本当にありがとうございます。

◎報告第24号 教育長報告について

<非公開部分削除>

教育長 では、報告第24号については終了させていただきます。ありがとうございました。

学校教育課長 その他について、今後の予定をご報告させていただきます。

 3月なんですけれども、13日に臨時会を予定させていただいております。3時半から大会議室1となります。

 そして、3月の定例会は、3月25日火曜日1時半から大会議室1を予定しております。

 なお、4月につきましては、4月25日金曜日、1時半から同じく大会議室で予定をさせていただきますので、皆様日程調整のほどよろしくお願い

いいいたします。

以上でございます。

教育長

そのほか、連絡事項ありましたらお願いします。

よろしいですか。

岩崎委員。

岩崎委員

ちょっといろいろ学校のいろんな行事というのがコロナ禍でいろいろなくなってきて、なくなった部分というか一部、まとめてそういう部分があると思うんですけども、そこから働き方改革もあるんでしょうけれど、なかなか復活してこないという部分がいろいろあると思うんですけど、先生は大変だと思うんですけども、子どもたちがいろんなところでそういうものを催して発表する機会、例えば市の音楽会みたいなああいうのかというのは、今後はやっぱりある程度また復活していくような感じはないんでしょうか。

教育長

例えば、今の音楽祭については、コロナでやめたというわけじゃなくてね、とにかく指導者がいないんですよ。部活と同じで、いいところには音楽の先生が2人も3人もいるとか、いないときは全くいなくなっちゃう。だからそれをどうやって指導するかということ。

で、回り番でやっていたときもあったんですけども、それにしてもとにかく部活動と同じぐらいに5時、6時ぐらいまでやっているとかそういうふうになっちゃったんで、陸上もそうですよね。陸上というのは、自分で出たければ全然結城のクラブに入って県大会でも何でも出られるし、吹奏楽だったら、中学校へ行って部活、これも恐らく地域移行になっていくと思うんですけども。それを考えると学校のほうで音楽祭っていうのは、そういう特別な水泳大会とか陸上大会とか球技大会とか音楽祭というのは難しいのかなと感じはします。

岩崎委員

この前、新川和江先生、詩の表彰式ありましたけれども、それはああいいう語学的な部分とか音楽的なところもそうですけれども、やっぱり子どもたちってすごいなと思ったので、そういう何か機会、ちょっと私もよく把握してなかったんですけども、もう少しあったほうがいいなって。詩の朗読聞いても、こんなすごい子がいるんだというぐらい我々も聞いて感動したので、何かもうちょっとそういう機会があるといいのかなとちょっと思ったものですから。

教育長

実は、新川和江賞の詩のコンクールもちょっと簡単に説明、今後どうなっていくのか。

事務局

新川和江先生がお亡くなりになりまして、そのご自宅に伺ってちょっとお話をお伺いしたところ、新川和江さんご本人とその話を聞いた息子さんのほうから、小学生が夏休みに宿題で出すというのが子どもたちにも負担になっているだろうっていうふうな話とか、あと審査をしてくれる先生方、2,000、1,000以上の詩を全部というようになるんで、そちらもちょっと負担が大きいだろう、あと学校の先生も集まってきた詩を見ないとい

けないというのもあるので、学校の先生方にもちょっと負担が大きいというのもあって、新川先生ご本人が子どももいろんなものをやりたいのにこれで縛られるのはかわいそうだっていうことで、話があったものですから、一応そういう冠をつけてやるのはちょっと検討しております。

教育長
岩崎委員
中村委員

いろんなね、見方があるというね。

そうですか。そういう時代の流れ。分かりました。

今、これずっと話聞いていると、何かちょっと普通に一般的に考えるとだんだん縮小化していった盛り返りが欠けてくるという、今、時代の流れと言ったけれども、一つの変わり、過渡期なんだよね、きっと。

そういう中で、例えば働き方改革とか部活移行とかそういったのは、やっぱり一つの流れの中でそれは仕方ないことかもしれないんだね。

そういう中で、子どもたち一人一人が何かやっぱり生かされるそのものを別の形を変えて模索していく必要はあるよね。そのままほったらかしにしたんじゃやっぱり何の手だても加えなければ何の成果もあるわけない。子どもにそういった生きた力が働かないと、それじゃやっぱり教育の衰退だよね。だから、それは考えなきゃならないことは確かだよね。難しいのは難しい。

ただ、その周りの状況を見るっていうのは大事なことだとは思いますが、新川和江賞、私はもうあれは本当にすごいなと思ってるんだよね。毎年審査に参加させてもらっているんですけども。

やっぱりこれから結城市がふるさと学習とかそういうことを打ち出していくのであれば、やっぱり結城の新川和江さんは本当に偉大な人なんだ、それを冠につけて、じゃあみんなも詩を学ぶ機会をつくってみよう、確かに子どもたちにとって負担にはなるかもしれないんですが、結城市としてはそういう形の地元の世界的に有名な人の冠をつけながら継続してやっていきたいんだ、結城にはそういう人がいたんだってことを子どもたちにも分かってほしいんだというのを強くやっぱりアピールしていいんじゃないかと思うんですが。そこらのところはこれからの流れにお任せするしかないと思うんですが。

事務局

新川先生ご自身が西條先生に師事してというのもあったので、先生からすると書きたい子が書いてくれれば私はそれでいいんだという意見をお持ちの方でしたので、本当に小学生、中学生でも書きたい、詩を書きたいという子であれば1人でも2人でも応募してもらえればそれでいいですというような考えを持っていらっしゃったのが根底にあって、そういうようなお話でした。

教育長

ありがとうございました。よろしいですか。

では、以上で教育委員会2月定例会を終了したいと思います。

ありがとうございました。

午後 3 時 0 0 分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員